

別表（第2条関係）

ア 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号の行政職給料表又は同項第2号の医療職給料表の適用を受ける職員の職務に係る標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力		
局長	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	統括管理	局又は区役所の統括責任者として、自ら指揮を執り、進むべき方向に導き、局又は区役所を管理し、及び統率することができる能力
	3	政策の統括	本市の方針及び方向性に沿って、政策方針や政策目標を提示し、それらに基づいた政策を企画立案し、実現させ、及び戦略的な推進を行うことができる能力
	4	業務運営	簡素化、迅速化及び費用対効果を意識した効率的な業務運営を遂行すべく、的確に判断又は指示を行うことができる能力
	5	判断	政策を統括すべき立場として、経営者の視点に立って、組織、政策及び施策の課題を認識し、その解決に向け、的確に判断又は決断を行うことができる能力
	6	折衝調整	局又は区役所の責任者として、重要な関係者又は関係機関と、適切かつ円滑に折衝及び調整を行うことができる能力
	7	育成指導	部下をその能力及び適性に応じて適切に評価し、及び指導を行うとともに、部下の士気を高め、人材育成の風土づくりを行い、局（区役所を含む。）内の管理職の育成を行うことができる能力
部長	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	統括管理	部の統括管理責任者として、業務を的確に把握し、及び理解し、強い責任感を持って、その達成に向け、自ら指揮を執り、部を管理し、及び統率することができる能力
	3	施策の統括	本市の方針及び方向性に沿って、局の政策方針及び政策目標を踏まえた施策目標を提示し、それらに基づいた施策を企画立案し、実現させ、及び戦略的な推進を行うことができる能力
	4	業務運営	簡素化、迅速化及び費用対効果を意識した効率的な業務運営を遂行すべく、的確に判断又は指示を行うことができる能力
	5	判断	施策を統括すべき立場として、中長期的な視点に立って、組織、政策及び施策の課題を認識し、その解決に向け、的確に判断又は決断を行うことができる能力
	6	折衝調整	部の責任者として、重要な関係者又は関係機関と、適切かつ円滑に折衝及び調整を行うことができる能力
	7	育成指導	部下をその能力及び適性に応じて適切に評価し、及び指導を行うとともに、部下の意欲及び自主性を高め、人材育成の体制づくりを行い、部内の職員の育成を行うことができる能力

課長	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	統括管理	課の統括管理責任者として、本市の方針及び方向性に沿った組織目標を設定し、部下への浸透を図り、その達成に向け、自ら指揮を執り、課を管理し、及び統率することができる能力
	3	事務事業の統括	課の事業方針を決定し、実務の中心となる課組織の指揮監督者として、適切に進捗管理を行いながら、事務事業を企画立案し、実施し、及び戦略的な推進を行うことができる能力
	4	業務運営	求められる成果の水準を踏まえ、簡素化、迅速化及び費用対効果を意識して効率的に業務を遂行することができる能力
	5	判断	事務事業を統括すべき立場として、組織、施策及び事業の課題を認識し、その解決に向け、的確に判断又は決断を行うことができる能力
	6	折衝調整	課の責任者として、関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）と、適切かつ円滑に折衝及び調整を行うことができる能力
	7	育成指導	部下の能力及び適性を的確に把握し、部下に適切な指導を行うとともに、部下の意欲や自発性を高め、人材を育てる職場づくりを行い、部下の育成及び指導を行うことができる能力
課長補佐	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	統括補助	組織目標の設定に参画し、部下への浸透を図るとともに、その達成に向け、部下を指揮監督し、課長を補佐し、課を管理し、及び統率することができる能力
	3	事務事業の推進	課の事業方針の実現のため、適切に進捗管理を行いながら、上司とともに課全体の事務事業の統括的な推進を行うことができる能力
	4	業務運営	求められる成果の水準を踏まえ、簡素化、迅速化及び費用対効果を意識して効率的に業務を遂行することができる能力
	5	判断	課長を補佐し、課内の調整を円滑に行うとともに、事務事業の課題を把握し、その解決に向け、適切な判断又は決断を行うことができる能力
	6	折衝調整	課長の代理として、関係者等に対し、自らの意図又は考えを説明し、相手方の理解及び納得が得られるように必要な折衝及び調整を行うことができる能力
	7	育成指導	部下の能力及び適性に応じて業務を任せ、適切な支援を行うことで、部下の意欲及び能力を高めることができる能力

係長	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	監督者として、組織の使命及び目標を正しく理解し、率先垂範して職務に取り組み、その達成に貢献することができる能力
	3	業務遂行	求められる成果の水準を踏まえ、簡素化、迅速化及び費用対効果を意識して、計画的かつ効率的に、及び着実に業務を遂行することができる能力
	4	折衝調整	関係者等に対し、自らの意図又は考えを的確に表現し、必要な折衝及び調整を円滑に行うことができる能力
	5	協調性	上司及び部下並びに他の部局等と円滑な関係を構築し、業務に協力することができる能力
	6	育成指導	部下、同僚等の業務の遂行状況を見守り、能力に応じた的確な助言を行い、問題があるときは、適切に指導することができる能力
副主査	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	組織の使命及び目標を正しく理解し、率先して業務に当たることに加え、係長を補佐し、業務遂行の指導的役割を果たし、その達成に貢献することができる能力
	3	業務遂行	担当業務の進捗及び課題を把握し、及び理解し、簡素化、迅速化及び費用対効果を意識して、迅速かつ着実に業務を遂行することができる能力
	4	協調性	周囲の職員と円滑な関係を構築し、率先して業務に協力することができる能力
	5	指導又は助言	業務で培った技能、知識及び手法を活かして、後輩の職員等に適切な指導又は助言をすることができる能力
一般	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	組織の使命及び目標を正しく理解し、自律的に業務に当たり、その達成に貢献することができる能力
	3	業務遂行	担当業務の目標及び根拠を把握し、及び理解した上で、簡素化、迅速化及び費用対効果を意識して、正確かつ丁寧に、及び着実に業務を遂行することができる能力
	4	知識、技術及び協調性	職務に必要な基本的知識及び技術を身に付けることに加え、新しい知識及び技術の習得にも励み、未経験の業務に積極的に取り組むとともに、担当業務だけでなく、率先して周囲の業務に協力することができる能力

イ 条例第4条第1項第3号の消防職給料表の適用を受ける職員の職務に係る標準職務遂行能力

標準的な職	階級	標準職務遂行能力		
		番号	項目	内容
局長	消防司監	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
		2	統括管理	消防局(以下この表において「局」という。)の統括責任者として、自ら指揮を執り、進むべき方向に導き、局を管理し、及び統率することができる能力
		3	政策の統括	本市の方針及び方向性に沿って、政策方針や政策目標を提示し、それらに基づいた政策を企画立案し、実現させ、及び戦略的な推進を行うことができる能力
		4	業務運営	簡素化、迅速化及び費用対効果を意識した効率的な業務運営を遂行すべく、的確に判断又は指示を行うことができる能力
		5	判断	政策を統括すべき立場として、経営者の視点に立って、組織、政策及び施策の課題を認識し、その解決に向け、的確に判断又は決断を行うことができる能力
		6	折衝調整	局の責任者として、重要な関係者又は関係機関と、適切かつ円滑に折衝及び調整を行うことができる能力
		7	育成指導	部下をその能力及び適性に応じて適切に評価し、指導を行うとともに、部下の士気を高め、人材育成の風土づくりを行い、局内の管理職の育成を行うことができる能力

ウ 条例第4条第1項第4号の保育職給料表の適用を受ける職員の職務に係る標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力		
	番号	項目	内容
課長	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	統括管理	課の統括管理責任者として、本市の方針及び方向性に沿った組織目標を設定し、部下への浸透を図り、その達成に向け、自ら指揮を執り、課を管理し、及び統率することができる能力
	3	事務事業の統括	課の事業方針を決定し、実施の中心となる課組織の指揮監督者として、適切に進捗管理を行いながら、事務事業を企画立案し、実施し、及び戦略的な推進を行うことができる能力
	4	判断	事務事業を統括すべき立場として、組織、施策及び事業の課題を認識し、その解決に向け、的確に判断又は決断を行うことができる能力
	5	折衝調整	課の責任者として、専門的見地からの指導又は助言を行い、関係者等と、適切かつ円滑に折衝及び調整を行うことができる能力
	6	育成指導	部下の能力及び適性を的確に把握し、部下に適切な指導を行うとともに、部下の意欲や自発性を高め、人材を育てる職場づくりを行い、部下の育成及び指導を行うことができる能力
	7	現場重視	現場での問題に即応できるよう、部下に適切な対応方法を周知し、及び徹底し、的確に業務を遂行することができる能力

課長補佐	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	統括補助	組織目標の設定に参画し、部下への浸透を図るとともに、その達成に向け、部下を指揮監督し、課長を補佐し、課を管理し、及び統率することができる能力
	3	事務事業の推進	課の事業方針の実現のため、適切に進捗管理を行いながら、課全体の事務事業の統括的な推進を行うことができる能力
	4	判断	課内の調整を円滑に行うとともに、事務事業の課題を把握し、その解決に向け、適切な判断又は決断を行うことができる能力
	5	折衝調整	課長の代理として、専門的見地からの指導又は助言を行い、関係者等に対し、自らの意図又は考えを説明し、相手方の理解及び納得が得られるように必要な折衝及び調整を行うことができる能力
	6	育成指導	部下の能力及び適性に応じて業務を任せ、課題の解決に向けた適切な支援を行うことで、部下の意欲及び能力を高めることができる能力
	7	現場重視	現場で起こっている問題を把握し、解決に当たるとともに、的確に業務を遂行することができる能力
係長	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	所管業務の主任として、組織の使命及び目標を正しく理解し、率先垂範して職務に取り組み、その達成に貢献することができる能力
	3	業務遂行	所管業務に係る計画に基づいた日々の業務遂行を推進するため、日々生じる課題や問題に柔軟かつ適切に対応し、着実に業務を進めることができる能力
	4	折衝調整	専門的見地からの指導又は助言を行い、関係者等に対し、必要な折衝及び調整を行い、関係者等との意思疎通を図ることができる能力
	5	育成指導	部下の業務の遂行状況を見守り、能力に応じた的確な助言を行い、問題があるときは、適切に指導することができる能力
	6	現場重視	現場での状況を常に把握するとともに、他の職員と連携し、部下を指導し、又は助言し、業務を遂行することができる能力
副主査	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	組織の使命及び目標を正しく理解し、率先して業務に当たることに加え、係長を補佐し、業務遂行の指導的役割を果たし、その達成に貢献することができる能力

	3	業務遂行	所管業務に係る計画に基づいた日々の業務遂行を推進するため、迅速かつ着実に対応し、業務を進めることができる能力
	4	指導又は助言	業務で培った技能、知識及び手法を活かして、後輩の職員等に的確な助言を行い、問題があるときは、適切に指導することができる能力
	5	現場重視	現場での問題に適切に対応するとともに、他の職員と連携し、周囲に注意を喚起し、業務を遂行することができる能力
一般	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	組織の使命及び目標を正しく理解した上で、主体的に業務に取り組むことができる能力
	3	業務遂行	所管業務に係る計画に基づいた日々の業務遂行を推進するため、柔軟かつ着実に取り組むことができる能力
	4	現場重視	現場での問題を率先して発見し、必要な対応をするとともに、他の職員と連携し、細心の注意を払って業務を遂行することができる能力

エ 堺市現業職員の給与等に関する規則（平成18年規則第88号）第2条に規定する現業職給料表の適用を受ける職員の職務に係る標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力		
副主査	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	職場の方針に従い担当業務を遂行することに加え、業務遂行の指導的役割を果たし、その達成に貢献することができる能力
	3	業務遂行	担当業務の要点を把握し、効率性を意識し、迅速かつ着実に業務を進めることができる能力
	4	協調性	業務で培った技能、知識及び手法を活かして、後輩の職員等に適切に指導し、又は助言し、チームワークの向上に役立つことができる能力
	5	現場重視	現場で生じた問題に対して適切な対応をするとともに、事故、誤り等を起こさないよう周囲に注意を喚起し、細心の注意を払って業務を遂行することができる能力
一般	1	服務規律	全体の奉仕者としてふさわしい使命感及び倫理観を持ち、職員の服務に関する法令及び規程並びに組織人としてのマナー及び規律を遵守することができる能力
	2	組織貢献	職場の方針に従い業務を遂行し、自らの役割を果たし、その達成に貢献することができる能力

	3	業務遂行	担当業務の手順に基づき、効率性を意識し、正確かつ丁寧に、及び着実に業務を遂行することができる能力
	4	現場重視	現場で生じた問題に対して必要な対応をするとともに、事故、誤り等を起こさないよう細心の注意を払い、業務遂行上の誤り及び危険を未然に回避することができる能力

オ 条例第4条第1項第5号の再任用職員給料表の適用を受ける職員の職務については、その従事する業務の内容に応じて、アからウまでに規定する職務のうちのいずれかの職務とみなして、当該アからウまでの表の規定を適用する。